

# 福岡県公報

平成20年9月26日  
第 2 8 7 8 号

## 目 次

### 告 示 (第1534号 - 第1566号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	..... 2
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	..... 3
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	..... 3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	..... 5
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	..... 5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 7

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....10
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....10
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....10
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....11
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....11
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....11
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....12
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....12
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....12
土地改良区の成立	(農村整備課)	.....12
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	.....13
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	.....13
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....13
選挙管理委員会		
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	.....14

県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (市町村支援課) .....14

県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) .....14

公安委員会

福岡県警察教養規則 (警察本部教養課) .....15

収用委員会

土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) .....16

再 掲

浮きを使用した釣りの制限 (漁業管理課) .....16

告 示

福岡県告示第1534号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
筑紫介歯57	筑紫野歯科クリニック	筑紫野市二日市3丁目1-15	20・1・1	居管・予居管
粕介薬118	らいふ薬局志免店	糟屋郡志免町志免中央2丁目4-3	20・6・1	居管・予居管
朝介薬16	福神調剤薬局三輪店	朝倉郡筑前町依井488-2	20・8・1	居管・予居管

遠介薬61	社団法人遠賀・中間薬剤師会センター薬局	遠賀郡遠賀町大字尾崎1716-2	20・8・1	居管・予居管
嘉居153	合資会社一啓訪問看護ステーション	嘉穂郡桂川町大字豆田58-7コーポ桂川102	20・9・1	訪看・予訪看
田川居239	訪問看護さんきナーズセンター	田川郡川崎町大字田原725-32	20・7・1	訪看・予訪看
春居44	レンタル丸屋	春日市昇町3丁目164	20・5・12	福用・福販・予福用・予福販
大居177	特別養護老人ホーム天光園「たちばな」	大牟田市大字橘字原ノ前1494-1	20・8・1	短生・予短生
大居178	ヘルパーステーションひまわり	大牟田市天領町3丁目3-9	20・9・1	訪介・予訪介
大居179	四季の丘	大牟田市大字甘木字甘木山1203-350	20・9・1	通介・予通介
柳支24	いくしま医院ケアプランサービス	柳川市田脇760-1	20・4・1	居支
柳居45	いくしま医院訪問介護サービス	柳川市矢留本町216-1	20・5・1	訪介・予訪介
中居49	デイサービスセンターあや	中間市大辻町2-13	20・9・1	通介・予通介
田川支77	ケアプランセンターあいあい	田川郡糸田町4045-62	20・9・1	居支
田川居240	慈光医院デイサービスセンター	田川郡大任町大字今任原3401-5	20・8・1	通介・予通介
大居176	小規模多機能ホームたけとんぼ	大牟田市大字櫛野3260-102	20・8・1	小居・予小居
粕居70	グループホーム長寿の里なかばる	糟屋郡粕屋町大字仲原1163-1	20・8・1	認共・予認共

柳介療 2	医療法人清和会長 田病院	柳川市下宮永町523 - 1	20・7・31	訪看・訪リ・ 居管・予訪看 ・予訪リ・予 居管
筑紫地居 6	医療法人正明会デ イケアメイブル	筑紫郡那珂川町片縄 3 丁目 101	20・8・8	通り・予通り
粕居37	デイサービスセン ターいきいき	糟屋郡須恵町大字須恵705 - 8	20・8・1	通介・予通介

## 福岡県告示第1535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居14	天光園デイサービスセンター	デイサービスセンターゆず	大牟田市大字橋1494 - 1	20・8・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介薬89	りんご薬局	糟屋郡須恵町大字須恵 779 - 2	糟屋郡須恵町大字須恵 1185 - 5	20・9・1
大居12	天光園ホームヘルプサービスステーション	大牟田市大字宮崎1695 - 2	大牟田市大字橋字原ノ 前1494 - 1	20・7・26

大居14	デイサービス ゆず	大牟田市大字宮崎1695 - 2	大牟田市大字橋1494 - 1	20・8・1
直居30	社会福祉法人 グリーンコー プ ふくし ービスセン ターあじさいの 会	直方市大字山部字菊竹 通411 - 1	直方市大字感田169 - 10	20・8・18
直支26	社会福祉法人 グリーンコー プケアプラン センター直方	直方市大字山部字菊竹 通411 - 1	直方市大字感田169 - 10	20・8・18
飯居19	特定非営利活 動法人ボラン ティアちくほ う訪問介護事 業所	飯塚市粕の森字福本 946 - 4	飯塚市立岩1605 - 2	20・7・1

## 福岡県告示第1536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑紫介歯46	筑紫野歯科クリニック	筑紫野市二日市北3丁目1 - 15	19・7・16
粕介薬75	らいふ薬局志免店	糟屋郡志免町志免中央2丁目4 - 3	19・4・30

京居45	有限会社介護センターなごみ	京都都みやこ町犀川大村228 - 4	20・6・30
田川居20	慈光医院デイケアセンター	田川郡大任町大字今任原3401 - 5	20・7・31

福岡県告示第1537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
像生柔20	増永甲太（手もみ整骨院）	宗像市赤間駅前1丁目1 - 1	19・6・30

福岡県告示第1538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
大生柔18	古賀整骨院	大牟田市上町1丁目2 - 5	大牟田市上町2丁目5 - 7	9・8・29

福岡県告示第1539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生330	おおしまこどもクリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲496 - 2	20・9・1
大生433	升永医院	大牟田市大字田隈25	20・7・21
鞍生136	鞍手クリニック	鞍手郡鞍手町大字古門1042 - 1	20・8・1
直生141	大野小児科内科	直方市日吉町3番2号	20・8・7
飯生304	佐藤医院	飯塚市勢田1286 - 4	20・9・1
田生歯80	南歯科医院	田川市栄町1番5号	20・9・1
豊生歯46	宇島歯科	豊前市大字宇島1 - 1	20・8・1
豊生歯47	歯科今田医院	豊前市大字八屋2010	20・8・1
田生薬72	田中漢方薬局	田川市本町13 - 9	20・8・1

福岡県告示第1540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
福岡生歯16	浦生歯科医院	前原市前原中央2丁目1-6	20・6・11
朝生薬15	そうごう薬局筑前新町店	朝倉郡筑前町新町327-5	20・8・13

## 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生326	うみ小児科医院	糟屋郡宇美町宇美4丁目1-3	20・6・30
朝生111	医療法人いい田しんあいクリニック	朝倉郡筑前町新町327-1	20・8・1
大生174	升永医院	大牟田市大字田隈25	20・7・20
鞍生130	鞍手クリニック	鞍手郡鞍手町大字古門1042-1	20・7・31
飯生261	佐藤医院	飯塚市勢田1286-4	20・8・11
柳生53	阿部産婦人科医院	柳川市鬼童町49	20・8・10
田生歯71	大城歯科医院	田川市栄町1-5	20・7・22
宮生歯5	村山歯科医院	宮若市金丸飯屋前747-2	20・6・1
豊生歯20	齒科今田医院	豊前市大字八屋2010	20・7・31
飯生薬48	有限会社たつみ調剤薬局	飯塚市菰田西2丁目6-14	20・8・31
飯生薬53	サンコー調剤中央薬局	飯塚市吉原町2-3	20・7・20
田生薬43	有限会社田川漢方薬局	田川市本町13-9	20・7・31

## 福岡県告示第1541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸生77	医療法人社団医誠会松口病院	医療法人社団医誠会みなかぜ病院	前原市篠原西1丁目14-1	20・8・1

## 福岡県告示第1542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生柔51	稲又秀臣（イナミ整骨院）	大牟田市大黒町1丁目17	20・6・10
柳生柔15	内田鋭児（愛幸整骨院）	柳川市本町37番地5	20・5・21
中生柔13	庄司幹夫（しょうじ鍼灸整骨院）	中間市中尾3丁目12-36	20・9・1

## 福岡県告示第1543号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー古賀店

(2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1-1

3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
西友古賀店	サニー古賀店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社九州西友 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1544号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー那珂川中原店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
西友那珂川店	サニー那珂川中原店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社九州西友 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1545号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 久留米南ショッピングセンター  
 (2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
久留米南ショッピングセンター協同組合 代表理事 隈 史朗	久留米南ショッピングセンター協同組合 代表理事 末安 良一

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1546号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー吉井ショッピングセンター  
 (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1547号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー前原店  
 (2) 所在地 福岡県前原市浦志一丁目7番7号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー八女店

(2) 所在地 福岡県八女市大字本町字唐人町北裏1番297 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1550号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 みいまちショッピングタウン



(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1551号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社サニー  
代表取締役 野田 亨  
福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号

株式会社西友  
代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ  
ジェッスキー  
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1552号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社九州西友 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1553号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社九州西友 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1554号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サニー 代表取締役 野田 亨 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームス・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

福岡県告示第1555号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字歴木字北御幸返479-1及び479-76から479-81まで、字長溝917-1及び917-4から917-33まで、字尻永1555-7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県大牟田市大字久福木75番地

株式会社有明地所 代表取締役 井上 幸雄

福岡県告示第1556号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人筑後川カップクラブ

(2) 代表者の氏名

武内 健剛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市田主丸町長栖574番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の子供たちに対して、水泳指導及び競技会の運営に関する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1557号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年11月7日農林水産省告示第1793号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場

に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1558号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年11月8日福岡県告示第1646号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1559号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年11月8日福岡県告示第1647号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1560号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年7月21日農林水産省告示第1139号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八重亀野線 菅米春	三井郡大刀洗町大字三川841番1先から 三井郡大刀洗町大字菅野933番1先まで

福岡県告示第1562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	犀川線 豊前	前	豊前市大字岩屋349番1先から 豊前市大字岩屋342番2先まで	5.3 ～ 10.2	244.5
			後	同上	10.8 ～ 14.3	

福岡県告示第1563号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
山本豊田土地改良区	平成20年9月16日

## 福岡県告示第1564号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 大穂
- 2 区域の所在地 宗像市大穂字湯園
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	字	地番	標注番号
宗像市	大穂	湯園	879番	1号
			882番2	2号
			896番	3号
			908番	4号
			909番	5号
			901番	6号
			900番	7号及び9号
			899番	8号
			893番1	10号

## 福岡県告示第1565号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 元岡
- 2 区域の所在地 福岡市西区大字元岡字舟引、字汐除
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地番	標柱番号
福岡市	西区	元岡	舟引	285番1	1号から3号まで
				306番1	5号
				308番1	6号
			汐除	266番1	4号

## 福岡県告示第1566号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年9月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人いとしま児童クラブ
  - (2) 代表者の氏名  
濱地 孝
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県前原市前原東三丁目8番17号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等において保育が必要とされる小学校児童に対し、豊かで安全な生活の場を多世代の人々と連携して築くことで、子どもたちの心身ともに健やかな発達を支援し、また、親の働く権利を保障する活動を行うことで、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成20年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年9月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

81,868

福岡県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成20年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年9月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

748,895

福岡県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成20年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年9月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,496
北九州市小倉北区	49,712
北九州市小倉南区	57,595
北九州市若松区	23,742
北九州市八幡東区	20,737
北九州市八幡西区	69,621
北九州市戸畑区	17,404
福岡市東区	72,801
福岡市博多区	53,083
福岡市中央区	46,049
福岡市南区	65,797
福岡市城南区	32,782
福岡市早良区	55,555
福岡市西区	48,752
大牟田市・三池郡	39,880
久留米市	63,065
直方市	16,232
飯塚市	21,580
田川市	14,125
柳川市	10,820
甘木市	11,276
八女市	10,303

筑後市	12,844
大川市	10,734
行橋市	19,359
中間市	13,038
小郡市・三井郡	24,315
筑紫野市	26,319
春日市・筑紫郡	40,629
大野城市	24,585
宗像市	25,420
太宰府市	18,460
前原市・糸島郡	26,776
古賀市	15,253
糟屋郡	55,338
宗像郡	15,527
遠賀郡	26,811
鞍手郡	16,323
嘉穂郡・山田市	31,393
朝倉郡	13,518
浮羽郡	14,576
三潞郡	11,853
八女郡	14,677
山門郡	17,088
田川郡	24,908
京都郡	15,524
築上郡・豊前市	17,796

## 公安委員会

福岡県公安委員会規則第14号

福岡県警察教養規則を制定し、ここに公布する。

平成20年9月26日

福岡県公安委員会

### 福岡県警察教養規則

福岡県警察教養施行規則（昭和30年福岡県公安委員会規則第17号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この規則は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県警察の職員（以下「職員」という。）に対する警察教養に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （目的）

第2条 警察教養は、職員一人一人が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理及び高い士気を保持するとともに、適正に職務を遂行する能力を養成し、もって県民の信頼にこたえる職員を育成することを目的とする。

#### （内容）

第3条 警察教養は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）第2条第2項に規定する職務倫理の基本を保持させること。
- (2) 階級及び職に応じて、幹部がそれぞれの立場及び責任を明確に認識し、幹部として必要な業務管理、人事管理等の組織の管理者としての能力を養うこと。
- (3) 職務を適正に遂行するために、法令を始めとする学術、警察実務に関する知識及び技能並びに術科技能を修得させるとともに、体育及び術科訓練による体力の維持向上を図り、いかなる事案が発生しても適切な対応ができるよう、これらの処理に際し、的確に判断する能力及び迅速果敢に対応する行動力を養うこと。

#### （方法）

第4条 警察教養は、学校教養（福岡県警察学校その他の教育訓練施設における教養をいう。以下同じ。）及び職場教養（職場における教養をいう。以下同じ。）のそれぞれ

れの特性を生かして行うものとする。

2 学校教養は、職員が採用されたとき、昇任するとき、その他専門的な知識及び技能を修得させるため一定期間職場を離れて集中的に行うことが必要と認められるときに  
行うものとする。

3 職場教養は、職員が職務を遂行しながら修得すべき内容を日常の業務を通じて、又は機会を設けて行うものとする。

(実施)

第5条 福岡県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、警察庁長官から示された警察教養の重点を踏まえ、福岡県警察における警察教養の重点を示し、警察教養を計画的に実施するものとする。

2 警察本部長は、警察教養の実施に当たっては、社会一般に通用する幅広い知識及び見識を養うため、教養内容に応じて、学識経験者その他適当と認められる者による教養を行うことに留意しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、警察教養の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

## 収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成20年9月26日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

大牟田都市計画道路事業3・4・24号新港町勝立線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [ [ ] は公簿地積]
福岡県大牟田市三里町一丁目	6番5	宅地	280.24 (280.79) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積172.32平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

原田次郎 (持分8分の3)

福岡市城南区鳥飼五丁目14番7号

原田庸本助 (持分8分の3)

東京都港区高輪二丁目1番51-302号

的野萬里子 (持分8分の2)

福岡市南区市崎二丁目1番12号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

大木ミサヲ

福岡県大牟田市三里町一丁目6番地5

土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成20年9月12日

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

筑前海区漁業調整委員会指示第133号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合はこの限りでない。



平成20年9月12日

筑前海区漁業調整委員会

会長 竹井 紀一

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)~(6)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

(1) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33°56.055分、東経130°33.080分

イ 北緯33°55.064分、東経130°33.109分

ウ 北緯33°55.094分、東経130°34.663分

エ 北緯33°56.074分、東経130°34.621分

(日本測地系)

ア 北緯33°55.855分、東経130°33.220分

イ 北緯33°54.864分、東経130°33.249分

ウ 北緯33°54.894分、東経130°34.803分

エ 北緯33°55.874分、東経130°34.761分

(2) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33°59.032分、東経130°35.181分

イ 北緯33°58.885分、東経130°35.390分

ウ 北緯33°58.338分、東経130°35.028分

エ 北緯33°58.648分、東経130°34.689分

(日本測地系)

ア 北緯33°58.832分、東経130°35.321分

イ 北緯33°58.685分、東経130°35.530分

ウ 北緯33°58.138分、東経130°35.168分

エ 北緯33°58.448分、東経130°34.829分

(3) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34°0.271分、東経130°33.321分

イ 北緯34°0.661分、東経130°33.707分

ウ 北緯34°0.199分、東経130°34.950分

エ 北緯33°59.986分、東経130°34.760分

(日本測地系)

ア 北緯34°0.071分、東経130°33.461分

イ 北緯34°0.461分、東経130°33.847分

ウ 北緯33°59.999分、東経130°35.090分

エ 北緯33°59.786分、東経130°34.900分

(4) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34°1.508分、東経130°37.620分

イ 北緯34°0.006分、東経130°38.698分

ウ 北緯33°59.149分、東経130°40.075分

エ 北緯33°59.355分、東経130°40.526分

オ 北緯34°0.260分、東経130°40.027分

カ 北緯34°0.724分、東経130°39.399分

キ 北緯34°1.547分、東経130°38.614分

(日本測地系)

ア 北緯34°1.308分、東経130°37.760分

イ 北緯33°59.806分、東経130°38.838分

ウ 北緯33°58.949分、東経130°40.215分

エ 北緯33°59.155分、東経130°40.666分

オ 北緯34°0.060分、東経130°40.167分

- カ 北緯34° 0.524分、東経130° 39.539分  
 キ 北緯34° 1.347分、東経130° 38.754分

## (5) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34° 1.608分、東経130° 42.248分  
 イ 北緯34° 1.425分、東経130° 41.796分  
 ウ 北緯34° 0.577分、東経130° 42.223分  
 エ 北緯34° 0.865分、東経130° 42.762分

(日本測地系)

- ア 北緯34° 1.408分、東経130° 42.388分  
 イ 北緯34° 1.225分、東経130° 41.936分  
 ウ 北緯34° 0.377分、東経130° 42.363分  
 エ 北緯34° 0.665分、東経130° 42.902分

## (6) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34° 2.161分、東経130° 42.318分  
 イ 北緯34° 2.514分、東経130° 42.945分  
 ウ 北緯34° 1.748分、東経130° 43.413分  
 エ 北緯34° 1.498分、東経130° 42.691分

(日本測地系)

- ア 北緯34° 1.961分、東経130° 42.458分  
 イ 北緯34° 2.314分、東経130° 43.085分  
 ウ 北緯34° 1.548分、東経130° 43.553分  
 エ 北緯34° 1.298分、東経130° 42.831分

## 2 指示の有効期間

平成20年9月21日から平成23年9月20日まで